解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日関係法令の規定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月五日
岐阜県養老郡養老町高田七九八番地の五
社団法人南濃開発公社
清算人　鈴木　一朗

解散公告（第三回）

当公社は平成二十五年十二月二十四日、総務大臣及び国土交通大臣の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月五日
静岡県浜松市中区元城町一〇三番地の二
浜松市土地開発公社
清算人　伊藤　篤志

解散公告（第三回）

当組合は平成二十六年一月二十四日東海市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月五日
愛知県東海市浅山三丁目五三番地
東海名和南部西土地区画整理組合
代表清算人　小島　利次

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年十二月十九日付兵庫県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月五日
神戸市中央区琴ノ緒町五丁目三番五号
旭通4丁目地区市街地再開発組合
代表清算人　新井　東光

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月五日
広島市中区寺町一番一九号広島別院内
真宗本願寺派広島別院維持財団
清算人　安部　惠証

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月五日
広島市中区寺町一番一九号広島別院内
真宗本願寺派廣島教区教学財団
清算人　安部　惠証

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十月三十一日存続期間満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月五日
高知県安芸市井ノ口甲二五五七番地一
財団法人井ノ口区有林管理会
代表清算人　大北紀二郎

配当公告

愛知県稲沢市増田南町一三一番地
破産者　株式会社東海カネヨシ

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十四年（フ）第二五一一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金一三七、〇九九、〇二七円
（内優先的破産債権額
金六、二五二、九四九円）

一、配当をすることのできる金額
金九八、四五七、六六九円
（内優先的破産債権額
金六、二五二、九四九円）

平成二十六年二月五日
名古屋市中区丸の内三丁目九番一六号丸の内ＹＳビル四階弁護士法人あおば法律事務所
破産管財人　上田　敏喜

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市白石区菊水上町一条一丁目四〇番地一〇、最後の住所札幌市白石区菊水上町一条一丁目四〇番地一〇　サーム菊水弐番館三〇七号　被相続人　亡　津田　友博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月五日
事務所札幌市中央区北二条西九丁目一
ウォールアネックス三階　弁護士法人土屋法律事務所
相続財産管理人　弁護士　土屋　俊介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県いわき市南台二丁目三番地四、最後の住所福島県いわき市南台二丁目三番地の四　被相続人　亡　中野　勝彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月五日
事務所福島県いわき市中央台飯野四丁目二番地の四いわきニュータウンセンタービル一階
相続財産管理人　司法書士　三浦　一彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市今泉四丁目一番、最後の住所栃木県宇都宮市今泉四丁目一番一〇号
被相続人　亡　中村　幸男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月五日
栃木県宇都宮市桜三丁目一番三号　稲葉ビル一階　菊田・髙橋法律事務所
相続財産管理人　弁護士　菊田　毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県桐生市浜松町二丁目七四番地、最後の住所群馬県北群馬郡吉岡町大字上野田二一三五番地　被相続人　亡　坂下　カネ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月五日
群馬県高崎市下滝町三三四番地
相続財産管理人　渡邉　俊裕

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県美方郡香美町村岡区相岡六二三番地、最後の住所埼玉県入間市大字野田一四八四番地一ガーデンコート入間五〇二
被相続人　亡　岸　和彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月五日
事務所埼玉県川越市大手町七番地二四髙橋法律事務所
相続財産管理人　弁護士　髙橋毅久男

第25期決算公告　平成26年2月5日

札幌市西区二十四軒2条1丁目1番68号
北海道ペーパーワーク株式会社
代表取締役　森田　伸介

貸借対照表の要旨
（平成25年9月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	80,022
	固定資産	136,242
	合計	216,264
負債及び純資産の部	流動負債	57,727
	固定負債	144,813
	株主資本	13,724
	資本金	25,000
	利益剰余金	△11,276
	利益準備金	450
	その他利益剰余金	△11,726
	（うち当期純損失）	（14,357）
	合計	216,264